

基礎研 レポート

金融技術革新の4類型とその波及効果

キャッシュレス化にみる「制度から始まるイノベーション」の形

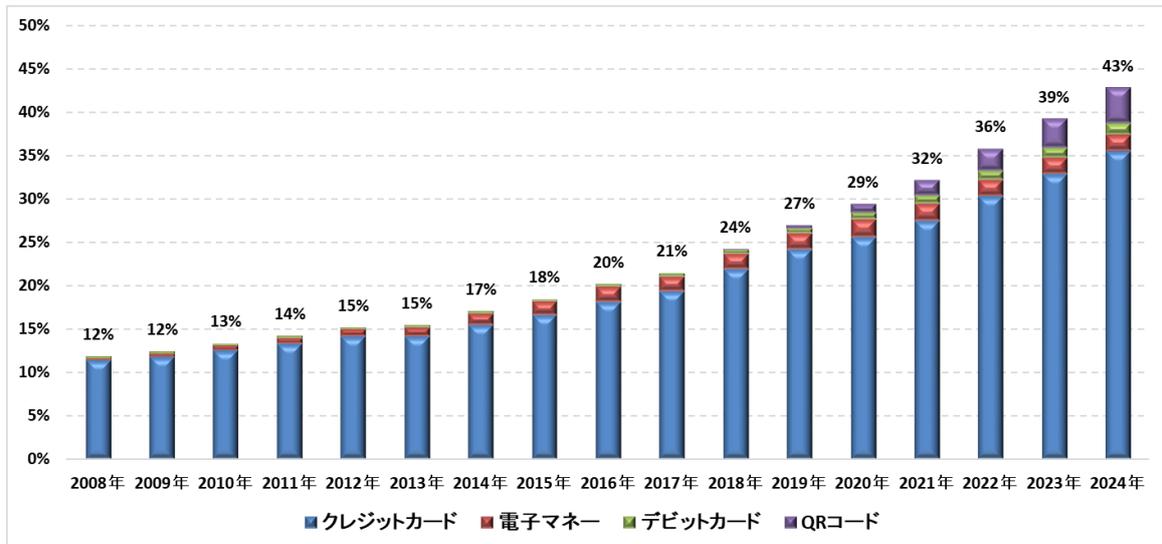
金融研究部 上席研究員 福本 勇樹
(03)3512-1848 fukumoto@nli-research.co.jp

1——なぜキャッシュレス化は進展したのか：「制度的な信頼の確立」という視点

1 | 制度転換としてのキャッシュレス化——政策誘導と社会的要因の複合的作用

日本のキャッシュレス化は、単なる技術導入ではなく、政策・制度・社会行動の転換が複合的に進化した事例である。その背景には、行政主導のKPI（Key Performance Indicator：重要業績指標）設定、利用促進策、そして感染症対応などの外部環境が重層的に作用した。経済産業省は2018年に「キャッシュレス・ビジョン」を策定し、2025年6月までにキャッシュレス決済比率を40%程度に引き上げるという目標を掲げた。この数値目標は2024年にはすでに達成されており、キャッシュレス化は政策の想定を上回る速度で進化したことになる（図表1）。ただし、この達成はあくまで「量的指標」であり、「制度的定着」や「利用者の心理的受容」とは別の次元であることに留意が必要である。

図表1：日本におけるキャッシュレス決済比率の推移



（資料：総務省、日本銀行、キャッシュレス推進協議会、日本クレジット協会）

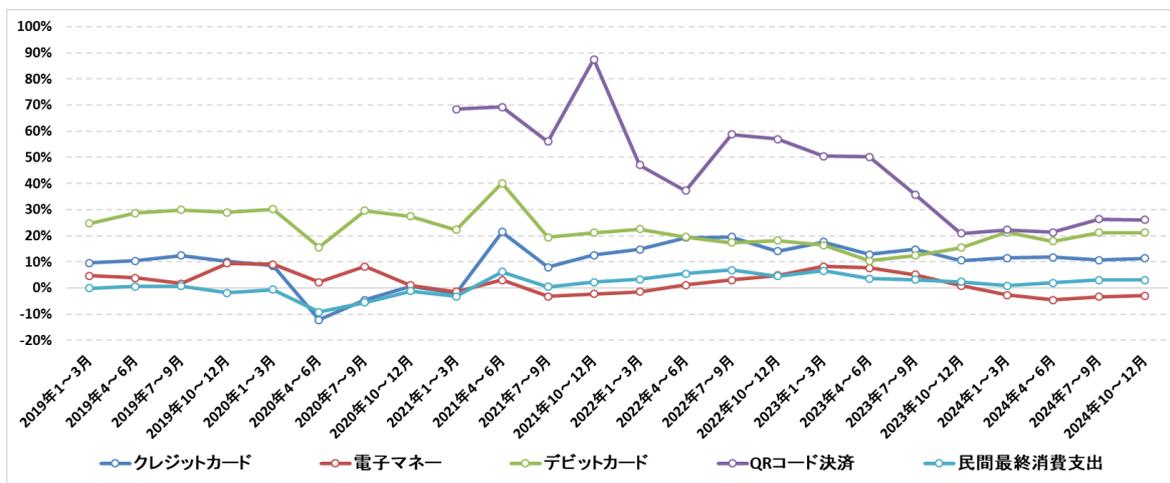
政策的には、キャッシュレス・ポイント還元事業やマイナポイント事業などが導入され、経済的な動機付けを通じて利用拡大が図られた。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大という外的要因も、非接触型購買行動への志向を急速に高め、政策と社会的変化が相互に補完し合うかたちでキャッシュレス化を後押しした。QRコード決済¹などスマートフォンアプリによる支払い手段は、この時期を契機に一気に浸透し、キャッシュレス決済は「現金に代わる選択肢の一つ」から、「社会的インフラ」の一部として認識されるようになった。

注目すべきは、この変化が単に新たな技術の導入によってもたらされたものではないという点である。クレジットカードやスマートフォンを用いた決済技術そのものは、それ以前から普及可能な水準にありながら、長らく日本では現金主義が根強く、キャッシュレス決済の利用は限定的にとどまっていた。したがって、短期間でここまでの普及が進んだという事実は、この変化は、決済技術の有無だけでは説明できない。むしろ、これまで現金に依存してきた社会的慣習や心理的抵抗が、制度・政策・ユーザー体験の変容によって徐々に転換していった結果として捉える必要がある。

2 | スマホ決済の普及と社会的信用の構築にみる逆順現象

キャッシュレス決済の中でも、2018年の「キャッシュレス・ビジョン」以降に急速に普及したのが、スマートフォンを活用したQRコード決済である（図表2）。このスマホ決済の浸透は、単なる技術革新ではなく、制度やルールの整備、ユーザーとの信頼関係の再構築、さらには新たな信用秩序の形成という観点からも注目すべき社会的変化である。

図表2：各キャッシュレス決済手段における決済額の上昇率（前年同期比）



（資料：総務省、経済産業省、日本銀行、キャッシュレス推進協議会）

日本におけるスマホ決済の普及は、制度的な信頼や消費者の金融リテラシーの高さに支えられた「自発的導入」から始まったわけではない。むしろサービス開始当初、決済事業者は高いポイント還元率を掲げたキャンペーンを打ち出し、利用者の獲得を促進したが、利用は少額決済にとどまり、不正利

¹ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

用被害も報告されていた。そのため、「不正利用が心配」「セキュリティが不安」「使い方が難しそう」といった心理的抵抗感が根強く存在していた。現金主義が色濃く残る日本社会において、スマホ決済は「便利ではあるが、やや不安な手段」として受け止められていた。

この状況を大きく転換させたのが、2019年に政府主導で開始された「キャッシュレス・ポイント還元事業」である。消費税率引き上げに伴う景気対策の一環として導入されたこの政策は、「現金よりもキャッシュレスのほうが得をする」という明快な経済的インセンティブを提示し、多くの消費者にスマホ決済の「初体験」を促すことに成功した。さらに、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、非接触型の購買行動が社会的に推奨されるようになったことで、スマホ決済の価値は再評価され、利用率は急激に上昇した。

つまり、日本におけるスマホ決済の普及は、制度的・技術的信頼を起点としたものではなく、「得をしたい」「感染を避けたい」といった外的・実利的な動機から始まり、その後の利用体験を通じて徐々に社会的信用が形成されたという、いわば「信用形成の逆順現象」である。社会的信用は、事前の制度整備や法規制によって保証されたものではなく、「使ってみたら意外と安全だった」「問題が起きなかった」というユーザーの経験の蓄積により、結果的に構築された。

このプロセスの背後では、資金決済法の改正や電子決済等代行業の登録制度といった法制度の整備が進行していたほか、不正利用被害に対応する補償制度も主要事業者によって自主的に導入された。これらの補償は法的義務ではなかったものの、社会的要請を背景として整備され、結果的に制度的な信頼の確立に寄与した。

要するに、日本のスマホ決済は、「信用があるから使われた」のではなく、「使われたから信用が形成された」というプロセスをたどった。この信用形成の順序逆転は、技術と制度が相互にどう関係し合い、社会的受容を得ていくかを理解する上で、極めて重要な示唆を与えている。

3 | クレジットカードと後払い文化の制度化

クレジットカードは、日本では1960年代に導入された後払い型の決済手段であり、スマートフォン決済よりも先に制度化が進められたキャッシュレス技術の一つである。その普及の過程は、単なる利便性の追求というよりも、制度的な信頼の構築によって支えられてきた。特に、「使ったお金が後から請求される」という後払いの仕組みは、支払いの可視性を曖昧にするという性質を持ち、長年にわたって浪費や多重債務の温床になり得るものとして、慎重に扱われてきた。こうした背景から、現金主義が根強い日本においては、クレジットカードの利用は主に緊急時や高額支払い時に限定される傾向が強く、制度的・文化的に定着するまでには相応の時間を要した。

このような懸念を乗り越える上で大きな転機となったのが、2010年の貸金業法および割賦販売法の改正である。これにより、与信判断の厳格化が制度として義務づけられ、利用者の返済能力に応じた信用枠の設定が求められるようになった。さらに、過剰与信を防止する目的で、貸金業者に対して年収の3分の1を超える貸付を原則禁止とする「総量規制」が導入された。これらの制度整備により、クレジットカードの利用は「危うい後払い手段」から「信用に基づく制度的決済手段」へと転換を遂げ、結果として、消費者の安心感と信頼性が高まったといえる。

このような制度的信頼の確立を背景に、クレジットカードは社会インフラの一部として定着してい

った。2020年代に入る頃には、その決済額は民間最終消費支出の3割を超える規模に達し、単体での利用にとどまらず、スマホ決済や電子マネーのチャージ手段としても幅広く活用されるようになった。利用者の多くは、カードの使用を「一時的な借金」ではなく、「信用に裏付けられた決済手段」として認識しており、これは制度と文化が統合的に接続されたことによる制度内化の一例といえる。

近年では、後払い型決済の社会的な受容に伴う形で、新たな後払い型サービスとしてBNPL (Buy Now, Pay Later) も台頭している。これらのサービスは、従来のクレジットカードに比べて審査が簡素で、主に若年層を中心に支持を拡大している。BNPLは、消費者にとっては利便性の高い支払い手段として映る一方で、過剰利用による返済能力の乏しいユーザーの債務負担を増加させる可能性も指摘されている。このため、BNPL事業者に対しても、信用情報の活用や支払い能力の確認といった新たな制度設計が求められつつある。

このように、クレジットカードの制度内化は、利用者保護と制度的枠組みの整備が両輪として進められた結果である。同様の構造が、BNPLなど新たな後払いサービスにも求められており、制度と文化の融合による「信用の制度化」という枠組みが、今後の金融技術革新の受容においても重要な鍵を握っている。

4 | 金融サービスにおける「信用の制度的確立」の重要性

スマホ決済やクレジットカードといった金融サービスは、いずれも登場当初においては、利便性以上にリスクへの懸念や制度的脆弱性が強調されていた点が共通している。しかし現在では、キャッシュレス化の進展を背景に、日常生活に欠かせない社会インフラとして広く定着した。この変化の根底には、技術的な利便性だけでは説明しきれない、「信用」の制度的確立という決定的な要因が存在していると考えられる。

スマホ決済においては、不正利用への補償制度やKYC (Know Your Customer : 本人確認) プロセスの導入、利用限度額の設定などがなされ、単なる新興サービスから「安心の裏付け」がある制度的な決済手段へと昇格した。同様に、クレジットカードについても、不正利用の補償制度が整備されていただけでなく、与信判断の厳格化や貸金業法の改正を通じて、過剰与信や多重債務のリスクに対する制度的な歯止めが施された。これらの制度整備は、利用者に対して「使っても安全である」という安心感を提供し、信用の可視化と制度的担保を通じて、利用拡大の基盤を形成した。

こうした制度的信用とは、単に個別企業のブランド力やシステムの堅牢性に依存するものではない。「万が一の際にも、法的・制度的に保護される」という構造的な安心感こそが、制度的信用の本質である。キャッシュレス化のKPI達成の背景には、このような制度的裏付けがあって初めて、消費者が新しい決済手段を「安心して使える」と認識できるようになったことが大きく寄与していると解釈できる。

とりわけ、決済や融資といった「お金」に関わる行為では、技術の新しさや使いやすさは、必ずしも好意的に受け止められない場合がある。むしろ、それらが損失やトラブルのリスクと結びつくと考えられる場面においては、利用者は警戒心を強める傾向にある。したがって、金融における技術の社会実装には、制度的裏付けと社会的正当性の獲得が不可欠であり、それがあって初めて「技術」は「安心して使えるサービス」へと転換する。

また、制度的信用が確立されることで、利用者の行動そのものが変化する。現金主義が主流であった日本社会において、スマートフォンをかざして支払うという行為が「当たり前」として受容されるようになった背景には、法制度、補償設計、ユーザーインターフェース（UX）などの多層的な工夫の蓄積があった。そして最終的には、政府によるキャッシュレス推進という「制度のお墨付き」が、社会的正当性の付与という形で最後の一押しを果たした。

この構造は、新しい技術が社会に受け入れられるか否かは、単にそれが技術的に優れているかどうかではなく、「制度的にどのように受容可能な形に整えられているか」にかかっていることを示唆している。言い換えれば、金融における技術革新の成否は、信用の制度化にかかっており、それが技術を「社会的に使えるもの」へと転換させる鍵である。

次章以降では、本章で確認したキャッシュレス化の事例を基礎に、技術革新が制度とどのように結びつきながら進展するかを類型化し、金融分野におけるイノベーションの構造を考察していく。金融市場における「制度」「担い手」「対象」という三つの要素に注目することで、金融技術革新の多様な進展パターンと、それを支える制度設計のあり方を明らかにすることを目指す。

2—金融分野における技術革新の特徴

技術革新とは、単なる技術的発明にとどまらず、それが制度や市場に組み込まれ、社会に新たな価値をもたらすまでの一連のプロセスを含む概念である。経済学者シュンペーターは、この技術革新（イノベーション）について、「制度（法制度やルール）」「担い手（企業家）」「対象（利用者や市場）」という三つの要素の相互作用が必要であると述べた。ここでいう「制度」とは、法令や監督規制といった形式的制度に加え、それらを補完する実務指針や社会的正当性といった非明文化のルールも含む広義の市場ルールを指す。制度がなければ行動は正当化されず、担い手がいなければ実行されず、対象に受け入れられなければ市場として成立しない。イノベーションはこの三者の交点で初めて、社会に変化をもたらす力学となる。

この三要素の枠組みは、本来、製造業や物流など、物理的なモノやサービスに関する技術革新を説明するために用いられてきた。しかしながら、近年の経済構造の中では、情報・金融・通信など「価値や情報の流れ」を中心とする非物質的な分野においても、制度・担い手・対象の三要素が密接に関与しており、この枠組みの応用可能性は広がっている。

金融分野もまた、こうした非物質的なサービスに位置づけられる領域である。金融の本質は、モノやサービスを直接生産することではなく、価値の媒介にあるとしばしば指摘される。貨幣の三機能（交換手段、価値尺度、価値保存）に対応するかたちで、金融サービスは資金の供給者と需要者を結びつけ、将来の投資や経済活動を支える制度的仕組みとして機能している。

この媒介機能に対し、シュンペーター自身は企業者による「新たな結合」の実現には、将来の利益を先取りする信用供与の仕組みが不可欠であり、それを担うのが銀行を中心とした金融制度であると位置づけた。すなわち、シュンペーターの理論において金融は、他産業における技術革新を可能にするインフラ的存在であり、それ自体がイノベーションの基盤として重視されている。

1 | 三要素モデルによる金融市場の再構成

金融市場そのものにおいても、技術革新が進行していることは事実である。金融分野における技術革新についても、シュンペーターの三要素モデルの枠組みで説明することが可能である。金融市場において三要素モデルを適用する場合、以下のような再構成となる。

- ・制度：信用供与や資金移動などの金融サービスを成立させる法制度・規制・市場ルール
- ・担い手：銀行や証券会社、フィンテック企業など、価値の媒介機能を実行する主体
- ・対象：金融市場で資金のやり取りを行う企業や個人（借り手・預け手・投資家など）

この構成により、金融市場もまた、制度・担い手・対象の三者が交差する場として捉えることができる。以下では、この三要素が変化することで金融にどのような技術革新が生じうるかを、三つの側面に整理して考察する。

（1）制度設計の変革

例：制度的に新たなルール（公的な補助制度や与信基準の見直しなど）が適用されることで、融資判断の基準が変化し、これまで制度上不適格とされていた取引にも道が開かれる。これは、金融サービスの媒介条件そのものの再設計にあたる。

（2）担い手の変化

例：従来は銀行などの伝統的金融機関が信用供与の主たる主体であったが、近年ではフィンテック企業やプラットフォームが台頭し、信用判断や決済手段の提供を担うようになっている。これは、媒介機能の構造を変え、業界内の競争構造や収益構造に変化を与える可能性がある。

（3）対象の拡張

例：制度の大幅な変更がなくても、技術革新や運用上の工夫によって、これまで金融サービスの対象になりにくかった若年層、小規模事業者、信用履歴の乏しい層などが媒介の対象として組み込まれ、金融の包摂性が向上することが期待できる。

2 | 漸進的革新としての金融イノベーション

このような変化は、金融制度を全面的に破壊し、新たな仕組みに置き換えるような「創造的破壊」の型とは異なる。金融における技術革新においては、金融機能を提供する担い手の変更・更新の可能性はあるが、既存の制度や機能を温存しつつ、新たな接続可能性を追加していく「支援」や「拡張」として進展することが多いと考えられる。

この点において、金融の技術革新とは、社会における他のイノベーションを支える制度的インフラの刷新であり、金融市場の内部改革であると同時に、企業活動や個人の経済行動における技術革新を促進する「基盤強化型イノベーション」としての性格を持つ。

したがって、金融における革新の意義は、単なる業務の効率化や新技術の導入ではなく、「価値の媒介機能そのものの再構成」にある。これが、他分野の技術革新とは異なる、金融に固有の技術革新の特徴といえる。

3——金融技術革新の4類型

1 | 分類の前提と三要素モデルの応用

第2章では、シュンペーターのイノベーション論における「制度・担い手・対象」という三要素の枠組みを、金融分野に適用することの妥当性と留意点を検討した。金融は物理的なモノを生産しないという性質上、技術革新の成果が見えにくく、破壊的な変化として捉えられにくい。しかし、価値の媒介という本質的機能を更新しうる技術革新は確かに存在しており、これを三要素モデルに基づいて再整理することで、金融固有の変化の構造が明らかになる。

ここで提示する四類型は、この三要素（制度・担い手・対象）のいずれか、あるいは複数に変化が生じたとき、金融における媒介機能がどのように革新されうるかを整理するものである。

(1) 制度更新型：法制度やルールを整備・変更によって、これまで資金供給が難しかった取引や主体に対し、制度的に正当性が付与され、媒介の条件が変化する。

(2) 機能転換型：担い手の変更・更新により、媒介の方法や技術が更新され、業界構造に変化がもたらされる。代表的なのが公的金融から民間金融への移行、フィンテックによる信用判断・決済機能の代替などである。

(3) 包摂拡大型：技術や運用の工夫によって、これまで金融の対象となりにくかった層（例：若年層、小規模事業者）が新たに媒介対象に組み込まれ、金融の包摂性が拡大する。

(4) 社会的受容型：制度や担い手は既に存在しているにもかかわらず、社会的な慣習や利用行動の変化によって、既存制度の実効性が初めて発揮される。

これらの分類は、制度の整備、技術の導入、運用の工夫、利用者の行動変容といった異なる観点から、媒介機能の更新プロセスを切り分けるための整理軸である。ただし、実際の技術革新はこれらの型が単独で生じるとは限らず、複数の型が重層的に重なり合う形で現れることが多い。したがって、以下ではそれぞれの類型について典型的な事例を挙げつつ、類型間の接点や制度との関係性についても補足する。なお、実際の事例においては、複数の類型にまたがる技術革新も多く存在する。たとえば、制度更新型であると同時に包摂拡大型である場合や、制度が存在していても社会的受容の獲得によって初めて実現されるケースなどが該当する。本章では分析の便宜上、代表的な型に分類して整理する。

2 | 制度更新型

制度更新型とは、金融市場において法制度やルールが見直されることで、新たな主体や取引が制度的に許容されるようになり、媒介機能の構造が実質的に変化する技術革新の類型である。これは金融サービスの「正当な媒介」とされる範囲を制度的に拡張するものであり、形式的には制度の変更であっても、実質的には金融市場の構造を変える変化として位置づけられる。

この類型に該当するイノベーションは、往々にして既存の技術やアイデアが「制度の壁」によって市場に浸透できなかった場面で顕著になる。たとえば、ある種の与信モデルや信用補完の枠組みが技術的に可能であっても、それが金融庁などの規制当局によるガイドラインや業法に抵触する限り、制度内のサービスとは認められない。しかし、制度そのものが更新されれば、その技術は初めて「正当な媒介」として社会に受け入れられる。

制度更新型の技術革新は、次のような要素によって特徴づけられる。

(1) 制度が媒介機能の許容範囲を規定する

金融サービスは制度に強く依存しており、たとえ技術的に実行可能であっても、制度上「融資してよい」「提供してよい」とされなければ、媒介機能としては成立しない。

(2) 制度の変更が新たな金融サービスを可能にする

制度変更によって初めて、金融サービスの対象が拡張される。これは、担い手の変更や対象の拡張ではなく、媒介機能そのものの「制度的な条件づけ」の更新である。

(3) 既存制度の「制度疲労」を乗り越える契機となる

制度が現状の技術に追いつかない状態が長期化すれば、「制度疲労」が起これ、現場の実務と制度の乖離が深刻化する。制度更新型のイノベーションは、こうした乖離を是正し、制度と現実の接続性を再構成する契機となる。

こうした観点から、制度更新型の技術革新は、金融機能の本質である「価値の媒介」に関わる条件を根本から再設計するものであり、他の類型よりも制度的側面に強く依存する点に特徴がある。

本類型に該当する事例としては、成人年齢を18歳に引き下げた民法改正（2022年）、サービスの提供範囲を非金融分野にまで拡張することを可能にした銀行法改正（2021年）、スタートアップ向けの信用補完を整備した信用保証制度の再設計（2023年）、および住宅ローン減税における子育て世帯・若者世帯向け支援の強化（2024年）などがある。

これらは一見すると政策変更に見えるかもしれないが、その本質は制度の再構成を通じて、金融の媒介機能に対する制度的な技術革新をもたらすものである。

3 | 機能転換型(担い手の拡大・更新)

機能転換型とは、公的金融から民間金融への移行や、非金融分野からの新規参入などを契機に、金融機関が媒介機能を再定義し、その担い手としての役割を拡大・更新することで実現される技術革新の類型である。この場合、必ずしも制度変更を前提とせず、金融機能が自律的な変容を遂げることによって、媒介の様式そのものを変えるという点で特徴づけられる。

たとえば、預金を集めて貸し出すという銀行の基本機能に対し、オンラインプラットフォームの提供、サブスクリプション型サービス、デジタル通貨の発行支援など、従来とは異なる役割を担う動きが挙げられる。こうした機能転換は、単なる業務領域の拡張ではなく、「金融機能の再設計」を意味する。この類型は、以下のような特徴を持つ。

(1) 既存担い手や新規参入による中核機能の変容

技術革新を受けて、従来の預貸モデルや窓販業務に加え、デジタルアセット管理、BaaS (Banking as a Service)、APIエコノミーの提供など、金融機能の提供様式が多様化している。

(2) 「金融機能」そのものの再定義

「信用創造」「リスク変換」「流動性供給」といった伝統的金融機能が、技術的環境に応じて見直され、非金融企業による金融サービス提供との境界も曖昧化しつつある。

(3) 制度を前提とした「内的転換」であること

制度改正や法令の全面的改定を待つことなく、既存制度の枠内で可能な変革である点に特徴がある。これは「制度疲労」への対応ではなく、制度適応的な進化といえる。

こうした機能転換型のイノベーションは、既存プレイヤーが自らの戦略と環境対応によって行う「自己革新」や、プラットフォームやフィンテック企業の参入などを通じて、金融業界の構造転換を内在的に進める動きとして重要である。

代表的な事例としては、経営のホールディングス化、金融機関や非金融領域によるオンラインやモバイルによる金融サービスの提供、地域通貨・電子マネーの発行、AIによる信用リスク管理の高度化などが挙げられる。いずれも、既存プレイヤーや新規参入によって金融機能の枠組みを再定義し、新たな媒介様式を構築する点で、本類型に位置づけられる。

4 | 包摂拡大型(対象の拡大)

包摂拡大型とは、これまで金融サービスの利用対象とされてこなかった顧客層に、技術革新によって金融サービスの提供が可能となり、金融市場に新たな接続が生まれる類型である。これは制度や担い手の大幅な変更を伴わずとも、既存の金融機能の活用や運用の工夫により、媒介対象の再定義と範囲拡張を実現するプロセスである。

これには、資産規模の制約や距離的な課題、必要な情報量の不足などの要因で、金融サービスへのアクセスが困難であった層に対し、デジタル技術や代替的スコアリング手法などを通じて金融包摂を実現する動きが含まれる。これらは既存制度の枠内で行われつつも、「誰を媒介対象とするか」という金融市場でサービスを受ける対象そのものを見直す取り組みである。この類型には以下の特徴がある。

(1) 従来の対象外にあった層へのアクセス

技術の進展や情報量の拡大によってリスクが把握できるようになり、従来不適格とされていた層も金融サービスの提供対象となる。

(2) 媒介機能の社会的広がり

金融サービスの包摂性が高まることで、単なる市場拡大にとどまらず、経済的機会への公平なアクセスが広がり、社会全体としての経済参加が促進される。

(3) 制度や担い手に依存しない内的拡張

大きな制度変更や新規参入を伴わず、既存の金融機関やルールの中で工夫や技術導入によって実現される点で、比較的漸進的なイノベーションといえる。

具体例としては、富裕層向けサービスの対象拡大（ロボアドバイザー、ラップ口座の提供）、信用スコアリングモデルを用いた中小企業向け融資、日本在住の外国人向け金融サービス、同性パートナー向け住宅ローンなどがある。これらは新たなテクノロジーやアプローチによって、「誰が金融市場に接続されるべきか」という問いに対する答えを更新しつつある。

包摂拡大型の技術革新は、媒介の構造や手法を根本的に変えるものではないが、「包摂の質」を高める点において社会的意義が大きい。金融の公正性やアクセシビリティを重視する現代的課題に対して、制度疲労や対立を生まずに応答できる柔軟なモデルとして注目されるべきである。

5 | 社会的受容型

社会的受容型とは、制度や技術が既に存在しているにもかかわらず、それらが十分に活用されてこなかった領域において、社会的規範や価値観の変化を契機に、金融サービスが受け入れられるようになることで実現される技術革新の類型である。これは制度や担い手の変化を伴わず、むしろ「社会の受容性の変化」によって、既存の金融技術が改めて媒介手段として機能し始める点に特徴がある。

たとえば、キャッシュレス決済のように、技術や制度はすでに整っていたにもかかわらず、現金主義やセキュリティへの不安、商習慣などの理由から利用が進まなかったケースがある。こうしたサービスが、社会的な行動変容（例：決済事業者によるポイント還元キャンペーンや感染症拡大による3密回避志向、それに伴うオンラインサービス利用の急増）を背景に一気に普及するのが、本類型の典型である。この類型の特徴は、以下の通りである。

（1）制度や技術の存在を前提とした「利用の拡張」

制度やインフラは既に整っているが、社会的な躊躇や規範によって利用が進まなかった領域で、社会の価値観やライフスタイルの変化を契機に利用が拡大する。

（2）文化的・心理的ハードルの低下

技術革新の直接的な要因は社会心理にあり、「恥の文化」「現金信仰」「保守的な資産運用志向」といった日本的な慣習の変化を起点として金融サービスの普及・浸透が促される。

（3）制度や担い手に依存しない「受容変化型の外的転換」

この類型は、制度や担い手の変更を前提とせず、むしろ「利用者側の受容性の変化」によって実現されるイノベーションであり、他の類型とは異なるベクトルを持つ。

こうした技術革新の例としては、クレジットカードやQRコード決済の普及、オンライン証券利用の一般化、老後2000万円問題を契機とした資産形成への意識変化などが挙げられる。

社会的受容型の技術革新は、他の類型と比べて制度疲労や法改正といった摩擦が小さく、柔らかく社会に浸透する点に特徴がある。金融の持続可能性や多様性への対応という観点からも、今後の技術革新において注視すべき類型の一つである。

4——金融技術革新を決定づける条件:「制度との接続」

1 | 制度内と制度外の境界線

金融における技術革新は、単に新しい手法やテクノロジーが登場することを意味しない。革新的なサービスが、既存の制度にどう接続されるか、あるいは制度の外にとどまるかが、金融市場における普及・定着の命運を大きく左右する。制度との接続の成否こそが、金融技術が「一過性のアイデア」ととどまるか、「持続的な市場構造の変化」へと昇華するかを決定づける。

ここでいう「制度」とは、法令や規制、監督指針といった形式的なルールのみならず、それらを支える実務指針や会計基準などを含む広義の枠組みを指す。つまり制度は、金融市場における正当な媒介行為を規定する「社会的に許容可能なインフラ」として機能している。

この枠組みに接続されることにより、あるサービスや技術は「制度内の金融サービス」として制度的に受容され、担い手や利用者による反復的な取引が可能になる。たとえば住宅ローンの「フラット35」やスタートアップ向けの保証制度は、制度変更と同時に市場の媒介条件を大きく変えた事例である。これに対し、技術的には成立していても制度との接続をうまく果たせないものについては、持続的な事業展開が困難になり、最終的に撤退や縮小を余儀なくされることもありえる。

このように、技術革新の現場には常に「制度内」と「制度外」という、見えにくいが確かに存在する境界線がある。そこには、技術の優劣だけでは越えられない制度的ハードルが横たわっている。

重要なのは、この制度的境界が必ずしも明確にあるわけではなく、解釈・運用・タイミングによって変動する点である。新しい金融技術が登場したとしても、規制当局の解釈ひとつで制度内／制度外の位置づけが左右されることもあれば、制度内にあっても利用者側の受容がなければ広がらないこともある。制度は本質的に「固定されたルール」ではなく、「運用によって変動する枠組み」であることを示している。

2 | 制度的受容を左右する3つの視点

制度は固定的な存在ではなく、法令やガイドラインとして明文化される一方で、それを取り巻く解釈、運用の実態、社会的文脈の変化などによって、金融技術やサービスの導入可能性は大きく左右される。制度内／制度外の境界が実質的に変動するのは、制度そのものに含まれる構造的な柔軟性と、周囲の環境要因の影響によるものである。本節では、技術革新が制度に受容されるか否かを分ける要因として、以下の3つの視点を提示する。

(1) 形式的要件：法制度・規制の明確性と適合性

最も直接的かつ静的な判断基準は、既存の法律や監督規制に対する形式的な適合である。例えば、業法における業態の定義付け、割賦販売法や資金決済法といった決済法制の要件などが該当する。金融機能がこれらの規定に則っていなければ、いかに技術的に有用であっても制度的には「媒介の正当性」が認められず、制度外と位置づけられる。特に日本の金融分野では、免許制・登録制・届け出制の区分や、業法ベースの制度構造が、制度的受容の第一ハードルとなっている。

もっとも、既存の制度的枠組みに適合しない場合でも、制度設計そのものに働きかけることで、新たな制度変更につながることもある。形式的要件は不変ではなく、対話と提案によって更新しうるものである。

(2) 運用的解釈：行政・実務レベルでの柔軟性と裁量

制度的な受容において重要なのは、必ずしも条文そのものではなく、その運用・解釈の蓄積である。「形式的に法的な要件を満たすか否か」だけでなく、「当局との対話」や「海外も含めた先事例の運用実績」なども、制度的グレーゾーンの解消に実質的な影響を及ぼす。さらに、ガイドラインやQ&A、ディスカッションペーパーといった蓄積が判断材料になることもある。

(3) 社会的文脈：規範・行動様式・信認の変化

制度は社会から孤立して存在しているわけではなく、社会的価値観や行動規範と相互に関係しながら意味づけられている。たとえば、現金主義からキャッシュレス決済への転換は、制度自体が大きく変わらずとも、決済事業者によるポイント還元キャンペーン、感染症拡大による3密回避志向やそれ

に伴うオンラインサービス利用の急増などを通じて、社会的な受容環境の変化によって、制度内のサービスとして現実的に活用されるようになった事例といえる。制度的受容とは単に「制度に入ること」ではなく、「社会的に正当なものとして認識されること」であり、そこには文化的背景や信頼の蓄積といった要素が深く関与する。

以上の三点から明らかなように、制度的な受容可能性は、「形式」「運用」「社会的文脈」という三つのフィルターを通して決まるものである。制度は、金融技術に対する受容の前提であると同時に、その解釈や運用を通じて変化・適応し得る、革新の可能性を内包した可変的な構造体でもある。技術革新を制度に接続するには、これら三層の理解と対応が不可欠である。

もっとも、金融サービスでは、制度疲労を起こしていても担い手側からの「撤退宣言」がない限り、形式上はサービスが継続される場合が少なくない。手形・小切手のように利用者が減少しても制度自体が維持されたケースもあり、制度疲労が直ちに制度変更や撤退につながるとは限らない。

3 | 制度との接続に関する事例

これまで見てきたように、金融技術の革新が社会に定着するかどうかは、技術そのものの優劣よりも「制度との接続」の成否に大きく左右される。本節では、制度との接続をめぐる代表的な事例を、以下の3つの類型に分けて整理する。

(1) 制度接続に成功した事例

最も典型的な成功事例は、「フラット 35」である。これは、住宅金融公庫が直接融資を主体としていた仕組みから、2007年に住宅金融支援機構への移行を契機として、債権買取型の仕組みへと本格的に再編されたものである。制度的な媒介条件が整えられたことで、金融機関にとっても長期固定型ローンの商品化が現実的なものとなり、消費者にとっても選択肢が広がる形で、制度と市場の接続が成功した。

また、BaaS (Banking as a Service) の拡大も制度接続の好例である。2017年の銀行法改正によって電子決済等代行業者の登録制度が導入され、金融機関とのAPI連携が制度的に位置づけられたことが、技術的実装と社会的受容の双方を促進した。さらに、金融庁によるガイドラインの整備やAPIに関する実務的な対話が、制度と現場を橋渡しする役割を果たした。従来、銀行業務を外部事業者が担うには銀行設立が必要だったが、銀行代理業の活用によって必要な機能のみを分担するモデルが可能となり、非金融分野による金融サービス展開の柔軟性が高まった。

(2) 制度接続に課題があった事例

制度的な枠組みや社会的文脈との接続が不十分だった例として、大手企業連合による個人向け信用スコア事業がある。AIやオルタナティブデータを用いたスコアリングは技術的には革新的であったが、プライバシー保護やデータ利用の透明性に対する社会的懸念、ならびに信用スコアの活用に関する制度設計の曖昧さが普及の障壁となった。結果として十分な社会的受容を得られず、2022年には個人向け融資から撤退している。

ここでは、個人情報保護法など形式的要件には一定の対応がなされていたにもかかわらず、運用的解釈にむけたコンセンサス形成が不足していたこと、さらに社会的信認の欠如が重なったことで、制

度接続が不完全に終わったものと評価できる。

(3) 初期は困難だったが、後に克服された事例

地域通貨の電子化は、当初は制度的・社会的な課題を多く抱えていた。2000年代初頭から試験的に導入された多くの地域通貨は、資金決済法との整合性、金融機関との接続性、利用者の信認などが不十分であったため、多くが短期間で終了した。

しかし近年では、飛騨信用組合の「さるぼぼコイン」に代表されるように、制度的枠組みと地域ニーズの接続に成功した事例が現れている。これは、地元加盟店とのポイント還元施策を通じて地域内での資金循環を促進し、「地産地消」の文脈で社会的正当性を得たことで、制度的裏付けを持ちながら定着に至ったものである。このケースでは、資金決済法に準拠した電子マネー型スキームの活用や、自治体との連携などが、制度との再接続を支えている。

このように、当初は制度外にあった技術でも、社会的実験と制度的工夫を重ねることで、制度内に受け入れられていくプロセスが存在することが確認できる。

この3類型の事例は、金融技術の成否が単に「革新性」に依存するのではなく、「制度への接続性」という複層的な条件に支配されることを示している。技術の制度的受容は、形式的な適法性にとどまらず、運用解釈や社会的文脈との整合性を含む広範な検討を要する。今後の技術革新においては、制度との接続を単なる形式的な「法や規制への遵守」だけではなく、実務的な運用面や社会的な受容の側面で「共進化」のプロセスとして捉える視点も不可欠だと考えられる。

5——金融技術革新の波及効果

1 | キャッシュレス化がもたらした行動変容と社会基盤の再構築

キャッシュレス化は、単なる決済手段の代替にとどまらず、人々の消費行動や事業者のサービス設計、さらには社会の制度インフラそのものにまで影響を及ぼす「波及型の金融技術革新」として位置づけられる。その本質は、貨幣の物理的媒介性からの解放であり、支払いという行為に内在していた「いつ・どこで」という時間的・空間的制約を取り払うことで、新たな社会的連関や経済行動を誘発する点にある。

第一に、キャッシュレス化は個人の行動変容をもたらした。利用履歴の可視化による支出管理の高度化、即時決済による購買行動の高速化、さらにはモバイル端末を通じた金融アクセスの常時化が、家計運営や消費意思決定のあり方に変化を促した。一方で、現金という視覚的・触覚的な制御が失われることで、金銭の可視性・実感性が低下し、過剰支出や金銭感覚の希薄化、不正利用や詐欺リスクといった新たな問題も顕在化している。

第二に、キャッシュレス基盤の整備は、企業・店舗・自治体といった担い手側にも変革を迫った。デジタル決済の導入によって、会計業務の効率化や非対面での販売手法の多様化が進む一方、購買履歴データを通じた消費者動向の分析が進み、企業のマーケティング戦略や観光政策、地域プロモーションへの活用が拡大している。加えて、パンデミック下における「非接触ニーズ」の高まりは、制度としてのキャッシュレスを社会的に受容する契機ともなった。

第三に、キャッシュレス化は社会基盤の再構築にもつながっている。政府主導のマイナポイント事業や自治体によるプレミアム付き電子商品券といった施策は、所得の再分配や地域振興といった政策目的にキャッシュレス技術を接続する試みであり、単なる技術導入を超えて、社会的インフラの一部として機能し始めている。決済が他分野とのつながりを形成することで、決済は「お金のやりとり」とどまらず、「情報とインセンティブの媒介」機能と融合して新たな価値を持ち始めている。

このようにキャッシュレス化は、金融技術革新の一事例に過ぎないように見えて、実際には社会的行動様式や制度設計、経済インフラの構造にまで波及的な影響を及ぼしている。キャッシュレスという一つの技術が、結果として消費者行動、企業活動、公共政策、都市設計といった広範な領域に影響を与えている点は、今後の技術革新が社会に波及するモデルケースとして注目される。金融の技術革新が他分野へと波及し、社会の再構築につながる構造的変化の先例として、キャッシュレス化の動態は今後の制度設計や社会的アーキテクチャの構想においても重要な視座となる。

2 | 金融技術革新に期待される役割

本稿を通じて見てきたように、金融における技術革新は、単なる業務効率化や利便性の向上にとどまらず、制度との接続や社会的受容といった複雑な要因とともに形成され、それらを通じて波及的な変化を引き起こしてきた。その中核には、金融が「価値の媒介」という社会的役割を担っているという構造的な特性がある。したがって、金融技術革新は本質的に、他分野の技術革新を加速させるための基盤的インフラとして機能すべきものである。

具体的には、キャッシュレス決済、個人間送金、信用スコア、電子契約、クラウド会計、地域通貨、BaaS など、これまでに登場してきた多くの技術は、社会全体の情報流通や意思決定のインフラと接続されることで、利用者個人の利便性の向上にとどまらず、より広範な領域への貢献が期待されている。

とりわけ、医療、教育、行政、地域開発といった非金融分野において、これらの技術は効率化や公正性の向上に資する可能性を秘めており、今後の制度設計における基盤技術として重要性を増していくと考えられる。また、金融技術は「トラスト（信頼）」の生成メカニズムに深く関わることからオンラインプラットフォーム上での取引やシェアリングエコノミー、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）を活用したサービスなど、取引者間で新たに信頼構築が求められる領域においても、重要な役割を果たしている。とりわけ、キャッシュレス決済などの社会的に受容された金融インフラが備わっていることは、「確実に決済される」「支払いが履行される」といった安心感を取引関係者にもたらし、オンライン取引やスモールビジネスが成立する土壌の形成に寄与している。このように、取引の担保やアクセス管理の手段としての金融基盤の存在は、既存のビジネスにおける効率化に留まらず、新興ビジネスの信頼性を下支えするインフラとしても不可欠であり、今後の技術革新の支柱となることが期待される。

しかしその一方で、金融分野の技術革新は制度的制約の影響を大きく受けるため、他の分野と比較して制度設計との整合性が成功の鍵を握る。すなわち、金融技術革新の波及力を高めるためには、制度との摩擦を減らす「制度設計としてのイノベーション」もまた不可欠であり、その成否には社会的な受容も影響する。

今後、金融技術革新が社会に果たすべき役割は、「先端技術をいち早く導入すること」だけではなく、

「社会の他分野と接続し、その技術的・制度的基盤を支えること」にもある。そのためには、制度、担い手、対象を横断する構造的な視座を持ちながら、社会的インフラとしての金融を再定義していく視野が求められる。

金融技術革新とは、単なる「技術」の問題ではなく、社会全体の在り方を問う「制度と構造の再設計」の問題である。その意味で、金融の未来は他分野の未来と連動している。そして、金融が媒介する価値や信頼の流れをどのように向上させ、設計しなおすかという問いこそが、今後の社会的イノベーションの出発点となる。

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。